

船舶インシデント調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年8月23日 08時32分ごろ
発生場所	青森県三沢市三沢漁港北東方沖 三沢港内東防波堤灯台から真方位059°12海里付近 （概位 北緯40°47.0′ 東経141°40.0′）
インシデントの概要	漁船第三兼神丸 ^{びんじん} は、航行中、主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年6月10日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三兼神丸、19.67トン AM2-6349（漁船登録番号）、株式会社大山漁業 ディーゼル機関、4サイクル、漁船法馬力数120、回転数毎分 2,000、6気筒、ボア132.9mm、使用燃料A重油、平成8年 機関製造
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.5m
インシデントの経過等	本船は、船長ほか3人が乗り組み、航行中、機関室から大きな衝撃音を発すると同時に主機が停止して運航不能となり、僚船にえい航されて青森県八戸市八戸港に入港した。 機関修理会社は、本インシデント後、点検を行い、船首から順に番号が付された主機4番シリンダの接続棒ボルト（以下「本件ボルト」という。）が折損し、接続棒大端部の下部キャップがクランク室に落下しているのを認めた。 主機は、本件ボルトに関する整備記録がなかった。
分析	本船は、航行中、本件ボルトが折損したことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定されるが、本件ボルトに関する整備記録がなく、折損に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、本件ボルトが折損したため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・主機の接続棒ボルトは、実施した点検等を整備記録簿に記載する

	こと。
--	-----